

保証制度名		制度略称 信用保証書の表示名	適用となる保険	保証限度額 ※1	保証期間 ※1	融資利率 (年率%)	保証料率（年率%） ※2		備 考
							責任共有対象	責任共有対象	
県・市町村協調融資制度	53	小 口 資 金	〇〇小口	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	1,250万円	運転 6年以内 (据置6ヶ月以内) 設備 8年以内 (据置6ヶ月以内)	各市町村の定めによります	利用する保険によって 決定します。	県・市町村の保証料補助があります。 ※8
	54	特 別 小 口 資 金	〇〇特小	特別小口保険 (保険特例を使用した 特別小口保険も含む)	1,250万円	運転 6年以内 (据置6ヶ月以内) 設備 8年以内 (据置6ヶ月以内)	各市町村の定めによります	—  0.70%	従業員20人(商業・サービス業は5人、ただし、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業については20人)以下の中小企業者が保証対象となります。 責任共有対象外(100%保証)です。 他の保証制度を利用していないことが条件となります。 市町村によって取扱いが異なりますので、詳細につきましては、各市町村へお問い合わせください。 県・市町村の保証料補助があります。 ※8

一覧表における留意点【※】につきましては、下記の通りとなります。ご確認ください。

- ※1 国の保証制度（一般保証含む）及び当協会独自制度につきましては、「保証限度額」及び「保証期間」を記載し、県制度資金等につきましては、「融資限度額」及び「融資期間」を記載しています。
- ※2 保証料率は基準料率を記載しております。貸付金額に対する率となります。「有担保割引(0.1%割引)」「会計処理に関する割引(0.1%割引)」を加味し、最終的に適用される保証料率が決まります。
- ※3 普通保険、無担保保険を利用する場合の基準料率は0.50～2.20%となりますが、それ以外の保険を利用する場合は、利用する保険によって保証料率が決まります。
- ※4 特別小口保険を利用する場合の基準料率は、0.70%となります。

- ※5 新事業開拓保険または海外投資関係保険を利用する場合の基準料率は、0.977%となります。
- ※6 普通保険、無担保保険を利用する場合の基準料率は、0.40～2.00%となりますが、それ以外の保険を利用する場合は利用する保険によって決定します。
- ※7 普通保険、無担保保険を利用する場合の基準料率は、0.373～1.730%となりますが、それ以外の保険を利用する場合は利用する保険によって決定します。
- ※8 小口資金及び特別小口資金については保証料補助がありますが、各市町村により補助の内容が異なるため、詳細につきましては当協会までお問い合わせください。